

答申（案）

第1 はじめに

西東京市特別職報酬等審議会（以下「本審議会」という）は、西東京市長から令和5年8月17日付5西総職第1017号により、次の事項について諮問を受けた。

（諮問事項）

市議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給与の額の決定に係る考え方の検証について

なお、当該諮問事項は、令和3年度の本審議会答申において、以下の3点の附帯意見が述べられたことから、これらについて本審議会での審議を求めるものであるとの説明があった。

（附帯意見）

- 1 今回の答申では、本市独自の市民感情、地域の実情が具体的にどう反映されているかが明確ではない。次回の審議会においては、この部分をどのように報酬等に反映させるか、他市の審議会の状況等を参考に多角的に議論するべきである。
- 2 平成21年答申で導いた「体系」・「水準」論を今後も踏襲するべきかどうかの議論を行うため、本審議会の開催について日程等のスケジュールを含めて検討するべきである。
- 3 本審議会は概ね5年に1度開催され、直近1年だけの一般職の部長級年収額を基本に特別職の報酬等を決めていることから、その他の年次における社会経済情勢は反映されていない。この点について、本審議会の開催を5年に1度にするかどうかの妥当性を改めて検討する必要がある。特に、今回の新型コロナウイルス感染症の流行等、社会経済情勢に著しい変化が生ずるような場合には、柔軟な対応を図るべきである。

諮問を受けた本審議会は、上記の附帯意見1及び2については本審議会における報酬等決定に係る考え方に関する事項、附帯意見3については本審議会の開催周期に関する事項と捉えた上で、令和5年8月17日に第1回、10月20日に第2回、12月15日に第3回、令和6年1月29日に第4回の会議を開催し、審議した結果、次のとおりの結論に達したので答申する。

第2 答申

本市における市議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長及び常勤の

監査委員の給与の額の決定については、次のとおりとすることが適当である。

(1) 本審議会における報酬等決定に係る考え方について

本審議会における報酬等の額の検討に係る考え方については、今後も基本的な方針として、平成 21 年答申の「体系」・「水準」による算定方法を維持することが適当である。なお、審議に際しては、本市の財政状況を初めとした客観的な資料に基づき、市民の納得が得られるようにすることが望ましい。

(2) 本審議会の開催周期について

これまで概ね 5 年に 1 度としてきた本審議会の開催周期については、昨今の社会情勢の変化等を鑑み、概ね 3 年に 1 度に短縮することが適当である。ただし、これまでと同様、社会経済情勢に著しい変化が生ずるような場合には、柔軟な対応を図るべきである。

第 3 審議の経過

1 本件諮問事項に関し、本審議会において以下のとおり審議を行った。

(1) 本審議会における報酬等決定に係る考え方について

ア 令和 3 年度答申附帯意見 1 で述べられた、本市独自の市民感情、地域の実情の答申への反映について、委員からは、市民感情は多様であり、それを数値化した市民アンケート等の指標が存在しないことから、答申への反映は困難であるとの意見があった。

また、特別職報酬等の改定に当たっては、選挙により選ばれた市長が条例改正を提案し、同じく選挙により選ばれた市議会議員による審議が行われることにより、市民意見を反映する方法が担保されているとの意見もあった。

本審議会としては、上記の意見により、市民意見等を定量化して答申に反映することは困難との結論に達したが、一方で、答申への市民の納得性の確保のため、本審議会における審議に際しては、本市の財政状況や消費者物価指数を初めとした経済動向を示す資料等の客観的指標に基づいた議論がなされるべきとの意見もあった。

イ また、令和 3 年度答申附帯意見 2 で述べられた、「体系」・「水準」による報酬等の決定方法を今後も踏襲すべきか否か、については、当該方法により算定した本市の特別職報酬等の水準は、都内類似団体の水準と比較して大きな乖離のない妥当な金額であり、算定方法として一定の合理性があると考えられることから、今後もこれを維持することが適当であるとの意見があった。

上記の審議を経て、本審議会における報酬等決定に係る考え方については、第 2 (1) に述べたとおり、「体系」・「水準」による算定方法を今後も維持することで委員の合意を得た。

(2) 本審議会の開催周期について

本諮問事項に関し、事務局からは都内他市における報酬等審議会の開催状況に関する資料が示され、開催周期を定めている市の中では、本市の5年ごとが最も長く、毎年又は2年ごとと設定している団体が最も多いとの説明があった。

この説明に対し委員からは、特別職の任期が4年であることを鑑みると、5年に1度の開催周期では、任期中一度も報酬等に関する審議が行われないおそれがあること、また、近年の社会情勢の動きが早くなっていること等から、開催周期を一定程度短縮することが適当であるとの意見があった。

上記の審議の結果、2年に1度の開催が適当との意見と、3年に1度が適当との意見に絞られたため、委員による採決を行い、概ね3年に1度とすることに賛成する委員が多数であったため、これをもって本審議会としての結論とした。

よって、第2のとおり答申する。